マイナンバーカードと免許証を一体化できます!

※マイナ免許証:免許情報が記録されたマイナンバーカード



従来どおり <mark>免許</mark>証のみ_{を所持}



マイナ<mark>免許証のみ</mark> を所持



マイナ免許証と免許証の



マイナ免許証のみにすると いいこといっぱい! //

住所変更が ワンストップ に!*¹



全国どこでも 免許更新が 即日完了!**²



更新手数料 が割安に!**



※1:氏名、住所又は生年月日の変更を自治体に届け出れば、運転免許試験場等での記載事項変更の手続が不要になる住所変更ワンストップサービス等の利用が可能になります。 ※2:住所地以外の公安委員会で免許の更新をする経由地更新について、更新手続が即日で完了します(優良運転者又は一般運転者に限ります。あらかじめ住所地公安委員会に手数料を納付する必要があります。)。 ※3:マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が割安になります。

○自動車等を運転する際には、免許証又はマイナ免許証のいずれかの携帯が必要です。

○マイナンバーカードの券面には免許情報が記録されないため、マイナ免許証に記録された免許情報を読み取る場合には、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用する必要があります。
○住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許試験場等でマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要です。一体化の手続前に6~16桁の暗証番号をあらかじめ準備してください。

警視庁







更新予約 ホームページ

